

人権尊重社会の実現をめざした人づくり

鳥取市人権教育基本方針

あらゆる教育の場における人権教育の推進に向けた「鳥取市人権教育基本方針」が決まりました。この方針は、パブリックコメントによる市民のみなさまの意見を踏まえながら制定したものです。



鳥取市人権教育基本方針（抜粋）

鳥取市教育委員会

鳥取市教育委員会は、教育基本法 の精神にも則り、次のとおり人権教育基本方針を定め、人権教育を推進します。

1. 市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と誇りを持ち、自分の人権のみならず、他の人の人権についても正しく理解し、人権が尊重された社会を実現するために、人権尊重精神の涵養を図る教育に取り組みます。
2. 市民一人ひとりが自主的・主体的な取り組みをあらゆる場と機会を通して継続できるよう、豊かな人間関係や環境の中で寛容な精神が大切にされた多様な学習活動を展開し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性を培います。
3. 市民一人ひとりが人権尊重の精神にあふれ幸せで豊かな社会生活を送ることができるよう、子どもたちの発達段階及び地域の実情を踏まえ、家庭・学校・地域・職場などが、それぞれの役割を担いながら、協働して取り組んでいける人権教育を推進します。

鳥取市人権教育基本方針の全文は、本市ホームページ(21ページ左記参照)に掲載しています。

問い合わせ先

市役所第2庁舎人権教育課
☎(0857) 20-3376

17年度 情報公開制度 個人情報保護制度

運用状況

情報公開制度

平成17年度に受け付けた行政文書の開示請求の状況は次のとおりです。

1 開示請求者の内訳

区分	請求者数
市内に住所がある人	25
市内に事務所などがある個人、法人、団体	25
合計	50

2 開示請求文書の処理状況

実施機関	対象となった行政文書の数	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし
市長	134	86	44	0	4
教育委員会	8	8	0	0	0
水道事業管理者	20	14	6	0	0
病院事業管理者	3	3	0	0	0
議会	66	64	2	0	0
合計	231	175	52	0	4

主な請求内容は、公共工事の入札、契約に関する文書などでした。部分開示の主な理由は個人情報、法人情報に該当したためです。なお、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会への請求はありませんでした。

3 不服申し立ての処理状況

平成17年度は、実施機関の決定に対して1件の不服申し立てがあり、現在審議中です。

個人情報保護制度

本市では市が保有する市民のみなさんの個人情報を守るため、平成15年4月から「個人情報保護制度」を実施しています。この制度は、市民のみなさんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示請求ができる権利を保障する制度です。

平成17年度に受け付けた個人情報の開示請求の状況は次のとおりです。

1 開示請求文書の処理状況

平成17年度は、11人から個人情報の開示請求がありました。処理状況の内訳は以下のとおりです。

実施機関	対象となった個人情報の数	全部開示	部分開示	不開示	対象情報なし
市長	48	34	14	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0
水道事業管理者	1	1	0	0	0
合計	51	37	14	0	0

選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、議会への開示請求はありませんでした。また、個人情報の訂正等請求、利用停止等請求はありませんでした。

2 不服申し立ての処理状況

平成17年度は、実施機関の決定に対する不服申し立てはありませんでした。

問い合わせ先 市役所本庁舎総務課情報公開係

☎(0857)20-3105